

市町村を支援し、**空き家の利活用や除却**を促進

—空家等対策の取組み—

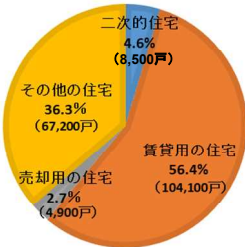
【現状】

○平成25年の住宅・土地統計調査では、空き家※¹は全国に約820万戸、空き家率は13.5%で過去最高。
○県内の空き家は、約18.4万戸、空き家率は14.6%で、全国の空き家率を上回る状況。



出典：平成25年住宅・土地統計調査

※¹ 空き家：住宅・土地統計調査では、別荘などの「二次的住宅」や賃貸のための「賃貸用の住宅」、売却のための「売却用の住宅」、中古住宅や建売住宅などの「売却用の住宅」も空き家を含む。

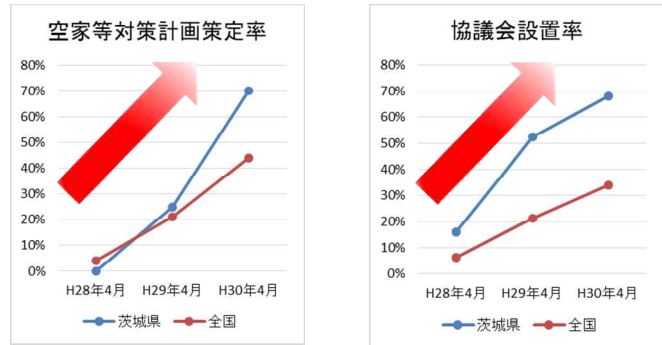


茨城県空き家の構成別内訳
出典：平成25年住宅・土地統計調査

【県の取組み】

○平成27年4月に「茨城県空家等対策連絡調整会議」を設置し、庁内6部局11課が連携して市町村を支援。
○全市町村による「市町村空家等対策連絡調整会議」や空家等対策に積極的な市町村による「専門部会」を設置。
○「空家等対策計画※²作成の手引き」や「協議会※³設置要項の標準例」などを作成し、情報提供。市町村の空き家対策を総合的かつ計画的に促進。

～計画及び協議会の整備が高水準で進展～



※² 空家等対策計画：市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定める計画。

※³ 協議会：市町村が、空家等対策計画の作成や危険となる空家等に対する措置等に関する協議を行うため、市町村長のほか、地域住民や、法務・建築等に関する学識経験者等で構成。

【利活用事例】

(笠間市)

○建築家伊東豊雄氏が設計し、日本建築家協会新人賞を受賞した陶芸家のアトリエ兼居宅。
○空き家となっていた建物と土地を市が寄贈を受け、空き家再生のモデルとして改修工事を実施し、ギャラリーや工房として活用。

国交省交付金「空き家再生等推進事業」活用事例

WEBアクセスは で



(ひたちなか市)

○中心市街地の空き家となっていた研究施設を子育て、生涯学習活動、青少年活動等の支援機能を合わせた複合施設として市が改修し、様々な世代が集い交流する施設として活用。

国交省補助金「空き家対策総合支援事業」活用事例



【除却事例】

(笠間市)

○柱等の傾斜が著しく、外壁の一部が剥落するなど、倒壊等の危険のある空家等を市が行政代執行※⁴により解体。



※⁴ 行政代執行：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家等に対し、所有者等が指導、勧告を経て命令にも応じない場合に市が行う強制執行。

(石岡市)

○屋根が抜け落ちているなど危険な状態の所有者不明空家を市が略式代執行※⁵により解体。



※⁵ 略式代執行：所有者等の氏名や所在が不明である場合など、必要な措置を命ぜられるべき者を確知等できない場合に市が行う強制執行。